

# 長崎短期大学学則

(昭和47年4月1日制定)

## 第1章 総則

(目的)

第1条 長崎短期大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、建学の精神に基づいて、専門の学芸を教授研究し、実際的な専門教育、職業教育並びに幅広い教養を授け、地域社会の発展に寄与する、豊かな人間性と品格、専門的知識や技能を備えた社会人の育成を目的とする。

(位置)

第1条の2 本学は、長崎県佐世保市椎木町600番に置く。

(自己評価等)

第1条の3 本学は、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価の実施、結果の公表に関し必要な事項は、別に定める。

## 第2章 教育研究実施組織

(教育研究実施組織)

第2条 本学に、次の職員を置く。

学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員その他必要な職員

2 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

3 前項のほか、副学長を置くことができる。

4 職員の服務規則は、別に定める。

## 第3章 運営組織

(運営会議)

第3条 本学に、大学運営全般に関し重要な事項を審議するため、運営会議を置く。

2 運営会議に関する規則は、別に定める。

(教授会)

第4条 本学に、学校教育法に基づき教授会を置く。

2 教授会の組織、運営等に関し必要な事項は、別に定める。

## 第4章 図書館

(図書館)

第5条 本学に、附属図書館を置く。

2 附属図書館に関し必要な事項は、別に定める。

## 第5章 学科・学生定員及び修業年限

(学科及び収容定員)

第6条 本学において設置する学科・専攻及びその収容定員は、次のとおりとする。

学科	入学定員	収容定員
----	------	------

地域共生学科	135名	270名
保育学科	100名	200名

(地域共生学科のコース)

第6条の2 地域共生学科に食物栄養コース、製菓コース、介護福祉コース並びに国際コミュニケーションコースを設ける。

- 2 食物栄養コースの収容定員は一学年35人とする。
- 3 製菓コース及び介護福祉コースの収容定員は一学年20人とする。
- 4 国際コミュニケーションコースの収容定員は一学年60人とする。
- 5 食物栄養コース及び製菓コースに関する規定は、別に定める。

(学科の教育目的)

第6条の3 第6条に掲げる各学科の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

- (1) 地域共生学科は、それぞれのコースの専門的知識や技能の習得を通して、豊かな人間力やコミュニケーション能力、主体的に学ぶ力を養い、地域に根ざし、地域に貢献できる人材を養成することを目的とする。
- (2) 保育学科は、保育学を中心に現代の保育に必要な理論及び技術の習得を通して、知性と温かな人間性を養い、地域の保育の発展と向上に貢献できる人材を養成することを目的とする。

(修業年限及び在学年限)

第7条 学科の修業年限は、2年とする。

- 2 学生は、4年を超えて在学することはできない。

## 第6章 学年・学期及び休業日

(学年)

第8条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期及び授業期間)

第9条 学年を次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

なお、国際コミュニケーションコースにおいては、4学期制とする。

- 2 授業期間は、定期試験等の期間を含め35週にわたることを原則とする。

(休業日)

第10条 休業日は、次のとおりとする。

日曜日

国民の祝日に関する法律に規定する休日

春季休業日

夏季休業日

冬季休業日

- 2 必要がある場合、学長は、前項の休業日を変更することができる。

- 3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

## 第7章 入学・退学及び休学

(入学の時期)

第11条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 特別の必要があり教育上支障がないときは、学年の中途においても、学期の区分に従い、学生を入学させることができる。

(入学資格)

第12条 本学に入学できる者は、次の各号の一に該当し、本学の入学者選考に合格した者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものと認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、個別の入学審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学の出願)

第13条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料を添えて提出しなければならない。提出の時期、方法、提出すべき書類等については、別に定める。

(入学者の選考)

第14条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学の手続及び入学許可)

第15条 前条の選考の結果、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、保証人との連署の誓約書、その他本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(編入学・再入学・転入学)

第16条 本学に編入学、再入学又は転入学を志願する者があるときは、欠員がある場合に限り、選考の上、学長が相当年次に入学を許可することがある。

2 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て、学長が決定する。

(転学科)

第16条の2 学生から転学科の願い出があったときは、教授会の議を経て、学長が許可することがある。

2 転学科に関し必要な事項は、別に定める。

(退学)

第17条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

2 いったん退学した者が再入学しようとするときは、退学後2年以内に限り、選考の上これを許可することがある。

(休学)

第18条 疾病その他やむを得ない事情により3カ月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

(休学の期間)

第19条 休学の期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由があるときは、更に1年以内の休学を許可することがある。

2 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。

3 休学の期間は、第7条第2項の在学年限に算入しない。

(復学)

第20条 休学期間にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(除籍)

第21条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

(1) 第7条第2項に定める在学年限を超えたとき。

(2) 第19条第2項に定める休学の期間を超えてなお復学できないとき。

(3) 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しないとき。

(4) 正当な理由がなく、欠席が長期にわたるとき。

## 第8章 教育課程及び履修方法等

(授業科目及び教育課程)

第22条 授業科目を、基礎教育科目、専門教育科目、専門関連科目及び教職に関する科目とし、これを各年次に配当して教育課程を編成する。

2 各授業科目を、必修科目及び選択科目に分ける。

3 開設する授業科目及び単位数等は別表第1、第2のとおりとする。

(単位の計算方法)

第23条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外における学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、本学が定める時間の授業をもって1単位とすることができます。

(単位の授与)

第24条 授業科目履修者に対し、試験その他の本学が定める適切な方法により学修の成果を評価して、所定の単位を与える。

2 試験に関する規定は、別に定める。

(成績の評価)

第25条 学修成績の評価は、長崎短期大学試験規程による。

(既修得単位の取扱い)

第26条 他の短期大学又は大学（外国の大学・短期大学を含む。）を卒業又は中途退学し、新たに本学第一年次に入学した学生の既修得単位については、教育上有益と認めるときは、本学において修得したものとして認定することができる。

2 前項の単位認定は、30単位を超えない範囲で行う。

3 前2項の単位認定の取扱いについては、別に定める。

(他の短期大学等における授業科目の履修等)

第27条 本学において、教育上有益と認めるときは、他の短期大学又は大学との協議により、学生が他の短期大学等の授業科目を履修することを認めることがある。

2 前項の規定により他の短期大学等において修得した単位については、30単位を超えない範囲で、本学において修得した単位とみなすことができる。

3 前2項の実施に関し必要な事項については、別に定める。

(外国の短期大学等における授業科目の履修等)

第28条 本学において、教育上有益と認めるときは、外国の短期大学又は大学との協議により、休学することなくその外国の短期大学又は大学に留学し学修することを認めることがある。

2 前項の規定により、学生が留学をして得た学修の成果については、30単位を超えない範囲で、本学において修得した単位とみなすことができる。

3 前2項の実施に関して必要な事項については、別に定める。

(他の短期大学等において修得した単位の本学における単位認定の限度)

第29条 第27条及び第28条の規定により、他の短期大学等又は外国の短期大学等において修得した単位について、本学において認定できる単位数は、合わせて30単位を超えないものとする。

(外国人留学生に関する履修方法の特例)

第30条 外国人留学生が、第22条第3項に規定する授業科目の単位を修得したときは、これらの単位をもって基礎教育科目及び専門教育科目の単位に代えることができる。

2 他学科の了承が得られれば、他学科履修可能科目を履修することができる。ただし、12単位を限度とする。

3 前項の規定は、帰国子女が第22条第3項に規定する授業科目の単位を修得したときに準用する。

4 前2項の規定の実施に関し必要な事項については、別に定める。

## 第9章 卒業等

(卒業の要件)

第31条 本学を卒業するためには、学生は2年以上在学し、別表第1、第2に定めるところにより所定の単位を修得しなければならない。

(卒業)

第32条 本学に2年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 本学を卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

(資格の取得)

第33条 本学において取得することができる資格及び免許状の種類は次のとおりとする。

学科	資格及び免許状の種類
地域共生学科	①栄養士免許 ②製菓衛生師受験資格 ③介護福祉士受験資格
保育学科	①保育士資格 ②幼稚園教諭二種免許状

2 地域共生学科において栄養士免許・製菓衛生師受験資格・介護福祉士受験資格を取得しようとする者は、第31条に規定する卒業の要件を充足するとともに、栄養士法及び同法施行規則、製菓衛生師法及び同法施行規則、社会福祉士介護福祉士学校指定規則に定める所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。

- 3 保育学科において保育士の資格を取得しようとする者は、第31条に規定する卒業の要件を充足するとともに、児童福祉法及び同法施行規則に定める所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。
- 4 第1項に掲げる教職員免許状を取得しようとする者は、第31条に規定する卒業の要件を充足するとともに、教育職員免許法及び同法施行規則に基づき、所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。

## 第10章 検定料、入学金、授業料

### (検定料等の金額)

第34条 本学の検定料、入学金、授業料等の金額は、次のとおりとする。

納付金の種別	金額	備考
検定料	30,000円	入学出願時
入学金	200,000円	入学時
授業料	700,000円	年額
教育充実費	260,000円	年額

### (授業料等の納付)

第35条 授業料、教育充実費は、年額の2分の1ずつを、2期に分けて納付しなければならない。納期は、学期の始めとする。

- 2 特別の事情があると認められる者は、延納を認めことがある。

### (退学、除籍、停学の場合の授業料等)

第36条 学期の途中で退学又は除籍された者については、その学期分の授業料等を徴収する。

- 2 停学期間中の授業料等は徴収する。

### (休学の場合の授業料等)

第37条 休学を許可された者については、その学期の授業料等を徴収する。ただし、以降の学期の授業料等は徴収しない。

### (復学の場合の授業料等)

第38条 学期の途中において復学した者は、その学期の授業料等全額を納めなければならない。

### (学年の途中で卒業する場合の授業料等)

第39条 学年の途中で卒業する見込みの者は、その学期の授業料等全額を納めなければならない。

### (納付した授業料等)

第40条 納付した検定料、入学金及び授業料等は還付しない。

## 第11章 特別入学生（社会人入学生、外国人留学生、科目等履修生及び聴講生）

### (社会人入学生)

第41条 社会人で高等学校卒業又は同等以上の学力を有し、本学に入学を志願する者がある時は、選考の上、学長が社会人入学生として入学を許可することがある。

- 2 社会人入学生に関し必要な事項は、別に定める。

### (外国人留学生)

第42条 外国人で、短期大学等において教育をうける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、学長が外国人留学生として入学を許可することがある。

- 2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

### (科目等履修生及び聴講生)

第43条 本学の特定の授業科目を履修又は聴講することを志願する者があるときは、本学の教育に支障がない範囲において、選考の上、科目等履修生又は聴講生として、学長が入学を許可することができる。

- 2 本学において、他の短期大学又は大学（外国の短期大学又は大学を含む。）との協議により、当該学生に科目等履修生として、学長が本学の授業科目を履修させることがある。
- 3 科目等履修生及び聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

## 第12章 賞罰

(表彰)

第44条 学生として表彰に値する行為があった場合は、教授会の議を経て、学長が表彰する。

(罰則)

第45条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種別は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して行う。
  - (1) 素行に問題があり、指導による改善の見込みがないと認められるとき。
  - (2) 学業が著しく不振であり、卒業の見込みがないと認められるとき。
  - (3) 正当な理由がなく、常に出席が基準に満たず、指導による改善の見込みがないと認められるとき。
  - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生の本分に著しく反する行為があったとき。

## 第13章 削除

第46条 削除

## 第14章 公開講座

(公開講座)

第47条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

## 第15章 専攻科

(設置目的)

第48条 専攻科は、短期大学における一般的及び専門的教養の基盤の上に立ち、さらに、専攻分野についての深い学識と研究能力を培うことを目的とする。

(設置する専攻科)

第49条 本学に専攻科を設け、次の専攻科を置く。

専攻科名
保育専攻

(収容定員)

第50条 専攻科の収容定員は、次のとおりとする。

専攻科名	入学定員	収容定員
保育専攻	10名	20名

(修業年限及び在学年限)

第51条 専攻科の修業年限及び在学年限は、次のとおりとする。

専攻科名	修業年限	在学年限
保育専攻	2年	4年

(学年・学期・休業日)

第52条 専攻科の学年、学期及び休業日については、第8条から第10条までの規定を準用する。

(入学時期)

第53条 専攻科の入学時期は、第11条の規定を準用する。

(入学資格)

第54条 専攻科に入学できる者は、次の各号の一に該当し、かつ、第2項に掲げる条件を満たした者とする。

- (1) 短期大学を卒業した者
- (2) 専修学校専門課程のうち、文部大臣の定める基準を満たすものを修了した者
- (3) 短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

2 保育専攻については、教育職員免許法第5条の規定による幼稚園教諭二種免許状を取得した者とする。

(入学選考)

第55条 専攻科の入学者の選考は、第13条及び第14条の規定を準用する。

(入学手続)

第56条 専攻科の入学手続きは、第15条の規定を準用する。

(授業科目及び履修方法等)

第57条 専攻科の教育課程及び履修方法は、第8章の規定を準用し、開設する授業科目及びその単位数は、別表第3のとおりとする。

(長期履修)

第57条の2 保育専攻の学生が職業を有している等の事情により、第51条に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることがある。(以下「長期履修」という。)

2 長期履修に関し、必要な事項は別に定める。

(単位の授与)

第58条 授業科目を履修し、その試験に合格した者は、所定の単位を与える。

2 試験に関する規定は第24条第2項の規定を準用する。

(修了要件)

第59条 専攻科の修了の要件は、第51条に定める修業年限以上在学し、次のとおりの単位を修得しなければならない。

専攻科名	単位数
保育専攻	62単位以上

2 第1項の規定による単位を修得した者に対し、教授会の議を経て、学長は修了を認定し、修了証書を授与する。

(入学検定料・入学金・授業料等)

第60条 専攻科の検定料、入学金、授業料等の金額は次のとおりとする。授業料等の納期は、第35条の規定を準用する。

納付金の種別	金額	備考
検定料	30,000円	入学出願時
入学金	100,000円	入学時

授業料	500,000円	年額
教育充実費	230,000円	年額

(補則)

第61条 この章に定めるもののほか、専攻科の学生に関し必要な事項は、学則及び長崎短期大学学生生活要綱を準用する。

#### 附 則

本学則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年4月1日）

本学則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年4月1日）

本学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年4月1日）

本学則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年4月1日）

本学則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年4月1日）

本学則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年4月1日）

本学則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年4月1日）

本学則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年4月1日）

本学則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年4月1日）

本学則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年4月1日）

本学則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年4月1日）

本学則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年4月1日）

本学則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成元年4月1日）

本学則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成2年4月1日）

本学則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成3年4月1日）

本学則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成4年4月1日）

1 本学則は、平成4年4月1日から施行する。

2 第2条の規定にかかわらず平成4年から平成12年度までの間、次のとおり臨時定員増をする。

年度	平成4年度	平成5年度～平成11年度	平成12年度
----	-------	--------------	--------

学科	定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
食物科	130名	210名	130名	260名	80名	210名	
英語科	150名	230名	150名	300名	80名	230名	

附 則（平成5年4月1日）

本学則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年4月1日）

本学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年4月1日）

本学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年4月1日）

本学則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年4月1日）

本学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年4月1日）

本学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年4月1日）

本学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年4月1日）

本学則は、平成12年4月1日から施行する。

ただし、幼児教育学科に在学する者については、改正前の規定を適用する。

（学科の名称変更に伴う改正）

附 則（平成12年4月1日）

1 本学則は、平成12年4月1日から施行する。

2 保育学科及び英語科の学生の定員は、改正後の第2条の規定にかかわらず平成12年度にあっては、次のとおりとする。

学科	入学定員	収容定員
保育学科	80名	130名
英語科	50名	130名

（保育学科及び英語科の収容定員の変更に伴う改正）附 則（平成12年4月1日）

1 本学則は、平成12年4月1日から施行する。

2 第2条、附則17及び附則26に規定する学生定員は、平成12年度から平成17年度までの間は、次の表に掲げるとおりとする。

（臨時的定員の延長及び変更に伴う改正）

年度	平成12年度		平成13～16年度		平成17年度	
	学科	定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
食物科	120名	250名	120名	240名	80名	200名
英語科	100名	250名	100名	200名	50名	150名

附 則（平成12年4月1日）

本学則は、平成12年4月1日から施行する。

（専攻科英語専攻の廃止に伴う改正）

附 則（平成12年4月1日）

本学則は、平成12年4月1日から施行する。

(第1条の2 自己評価等の条文化、第8条中等教育学校卒業者の入学資格追加、第22条～25条 単位互換及び短期大学又は大学以外の教育施設等における単位認定の拡大、第29条第2項資格取得に関する条文化、第30条、31条、62条授業料等の改定、第56条、専門学校専門課程卒業者への入学資格追加、及び別表第1、第2、第3、第4、第5、第7、の教育課程等の一部変更に伴う改正)

附 則 (平成13年4月1日)

本学則は、平成13年4月1日から施行する。

(第1条 男女共学制移行に伴う改正、第30条、31条、62条授業料等の改定、及び別表第1～第2教育課程の一部変更に伴う改正)

附 則 (平成14年4月1日)

1 本学則は、平成14年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表第1の規程は平成14年度入学者から適用する。

2 食学科の学生定員は、第2条及び付則第27の規定にかかわらず、平成14年度以降は、次の表に掲げるとおりとする。

学科	年度				
	定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
食物科	40名	160名	40名	80名	

(食物科の改編に伴い、食物科の学生定員第2条及び教育課程第18条5項別表第1項の一部変更に伴う改正) 附 則 (平成15年4月1日)

1 本学則は、平成15年4月1日から施行する。

2 食学科及び英語科の学生定員は第2条及び付則第27の規定にかかわらず、平成15年度にあっては、次のとおりとする。

学科	入学定員	収容定員
食物科	70名	110名
英語科	70名	170名

(食物科の入学定員の増及び英語科の臨時の定員の恒常的定員化に伴う改正) 附 則 (平成16年4月1日)

本学則は、平成16年4月1日から施行する。

(食物科及び英語科の開設授業科目の変更)

附 則 (平成17年4月1日)

1 本学則は、平成17年4月1日から施行する。

(保育学科の入学定員の増に伴う改正及び専攻科食物栄養専攻並びに食物科教職課程の廃止に伴う改正)

2 保育学科の学生定員は第2条の規定にかかわらず、平成17年度においては、次のとおりとする。

学科	入学定員	収容定員
保育学科	100名	180名

附 則 (平成18年2月15日)

本学則は、平成18年2月15日から施行する。

附 則 (平成18年4月1日)

本学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日）

本学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日）

本学則は、平成20年4月1日から施行する。

（専攻科（保育専攻）の設置に伴う改正）

附 則（平成20年4月1日）

本学則は、平成20年4月1日から施行する。

（英語科の教育課程変更に伴う改正）

附 則（平成21年4月1日）

1 本学則は、平成21年4月1日から施行する。

2 食学科及び英語科の学生定員は第6条の規定にかかわらず、平成21年度にあっては、次のとおりとする。

学科	入学定員	収容定員
食物科	60名	130名
英語科	80名	150名

附 則（平成22年4月1日）

本学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日）

本学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月1日）

1 本学則は、平成24年4月1日から施行する。

（第1条、第6条の3、第33条の改正、別表1、第2の1、第3の教育課程の一部変更、及び別表5－2の削除に伴う改正）

2 第22条第5項別表第1に規定する食物科の教育課程は、平成22年度入学者から適用する。

附 則（平成25年4月1日）

本学則は、平成25年4月1日から施行する。

（英語科から国際コミュニケーション学科への学科名称変更に伴う改正）

（食物科の教育課程変更に伴う改正）

附 則（平成26年4月1日）

1 本学則は、平成26年4月1日から施行する。

（保育学科保育専攻の教育課程変更に伴う改正）

（保育学科介護福祉専攻の教育課程変更に伴う改正）

2 保育学科保育専攻及び国際コミュニケーション学科の学生定員は第6条の規定にかかわらず、平成26年度にあっては、次のとおりとする。

学科	入学定員	収容定員
保育学科保育専攻	100名	180名
国際コミュニケーション学科	60名	140名

附 則（平成27年4月1日）

本学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日）

1 本学則は、平成28年4月1日から施行する。

(運営組織の改定)  
(授業料の改定)  
(調理コースから栄養士コースへの変更)  
(製菓コースの教育課程変更)  
(国際コミュニケーション学科の学期および教育課程の変更に伴う改正)  
(長崎短期大学副学長の設置)

2 学則第34条の規定は平成28年度入学者から適用し、平成27年度以前の入学者については、なお従前の規定による。

附 則（平成29年4月1日）

本学則は、平成29年4月1日から施行する。

(全学科の教育課程変更に伴う改正)

附 則（平成30年4月1日）

本学則は、平成30年4月1日から施行する。

(食物科栄養士コース、保育学科保育専攻並びに国際コミュニケーション学科の教育課程の変更に伴う改正)

附 則（平成31年4月1日）

本学則は、平成31年4月1日から施行する。

(保育学科保育専攻、保育学科介護福祉専攻並びに専攻科保育専攻の教育課程の変更に伴う改正)

附 則（令和2年4月1日）

1 本学則は、令和2年4月1日から施行する。

(地域共生学科の設置に伴う改正)

2 学則第6条、第9条、第22条、第33条、第34条、第57条の規定は令和2年度の入学者から適用し、令和元年度以前の入学者は、なお従前の規定による。

附 則（令和3年4月1日）

本学則は、令和3年4月1日から施行する。

(保育学科及び専攻科保育専攻の教育課程の変更に伴う改正)

附 則（令和4年4月1日）

本学則は、令和4年4月1日から施行する。

(全学科・専攻科の教育課程の変更に伴う改正)

(成績の評価の改正)

附 則（令和5年4月1日）

1 本学則は、令和5年4月1日から施行する。

2 学則第34条、第60条の規定は令和5年度の入学者から適用し、令和4年度以前の入学者については、なお従前の規定による。

(授業料等の改正) (短期大学設置基準の改正に伴う改正)

(全学科・専攻科の教育課程の変更に伴う改正)

(しいのき寮閉鎖に伴う第13章厚生施設の削除)

# 地 域 共 生 学 科

別表第1（第22条第3項関係）

科目区分	授業科目的名称	授業の方法	単位数		配当年次	備考
			必修	選択		
基礎教育科目	大学教育入門	講義	1		1	
	データサイエンス基礎	講義	1		1	
	茶道文化Ⅰ	演習	1		1	
	茶道文化Ⅱ	演習	1		1	
	茶道文化Ⅲ	演習	1		2	
	茶道文化Ⅳ	演習	1		2	
	地域と人々	実習	1		1	
	地域と職業	講義	1		1	
	基礎化学	講義		2	1	
	基礎化学実習	実習		1	1	
	心理学	講義		2	1	
	ビジネススマナー	演習		1	1	
	福祉文化	演習		1	2	
	コンピュータ演習Ⅰ	演習		1	1	
	コンピュータ演習Ⅱ	演習		1	1	
	Office総合演習	演習		1	2	
	英語コミュニケーションⅠ	演習		1	1	
	英語コミュニケーションⅡ	演習		1	1	
	フランス語Ⅰ	演習		1	1	
	フランス語Ⅱ	演習		1	1	
	日本語Ⅰ	演習		1	1	
	日本語Ⅱ	演習		1	1	
	実践文書作成	演習		1	1	
専門教育科目（食物栄養コース）	スポーツ実習	実習		1	1	
	スポーツ科学	講義		2	2	
	計		8	20		
	栄養士論	講義		2	1	
	公衆衛生学	講義		2	2	
	社会福祉概論	講義		2	2	
	解剖生理学Ⅰ	講義		2	1	
	解剖生理学Ⅱ	講義		2	1	
	解剖生理学実習	実習		1	1	
	運動生理学	講義		2	2	
	生化学	講義		2	1	
	生化学実習	実習		1	1	
	食品学Ⅰ	講義		2	1	
	食品学Ⅱ	講義		2	1	
	食品学実習	実習		1	2	
	食品衛生学	講義		2	2	
	食品衛生学実習	実習		1	2	
	基礎栄養学	講義		2	1	
	応用栄養学	講義		2	1	
	応用栄養学実習	実習		1	2	
	臨床栄養学総論	講義		2	1	
	臨床栄養学各論	講義		2	2	
	臨床栄養学実習	実習		1	2	
	公衆栄養学	講義		2	2	
	栄養指導論Ⅰ	講義		2	1	
	栄養指導論Ⅱ	講義		2	2	

科目区分	授業科目的名称	授業の方法	単位数		配当年次	備考
			必修	選択		
専門教育科目 (食物栄養コース)	栄養指導論実習 I	実習	1	1		
	栄養指導論実習 II	実習	1	2		
	給食管理論	講義	2	1		
	給食管理実習 I	実習	1	2		
	給食管理実習 II	実習	1	2		
	学外実習 I	実習	1	2		
	学外実習 II	実習	1	2		
	学外実習事前・事後指導	演習	1	2		
	調理学	講義	2	1		
	調理学実習 I A	実習	1	1		
	調理学実習 I B		1	1		
	調理学実習 II A	実習	1	1		
	調理学実習 II B		1	1		
	調理学実習 III	実習	1	2		
	調理学実習 IV	実習	1	2		
	スポーツ栄養学	講義	2	1		
	スポーツ栄養学実習	実習	1	2		
	総合演習 A	演習	1	1		
	総合演習 B	演習	1	2		
	栄養士専門演習	演習	1	2		
	コース計		0	63		
専門教育科目 (製菓コース)	衛生法規	講義	2	2		
	公衆衛生学 I	講義	2	1		
	公衆衛生学 II	講義	2	2		
	食品学 I	講義	2	1		
	食品学 II	講義	2	1		
	栄養学 I	講義	2	1		
	栄養学 II	講義	2	1		
	食品衛生学 I	講義	2	1		
	食品衛生学 II	講義	2	1		
	食品衛生学 III	講義	2	2		
	食品衛生学 IV	講義	2	2		
	製菓理論 I	講義	2	1		
	製菓理論 II	講義	2	1		
	製菓理論 III	講義	2	2		
	製菓実習 I	実習	4	1		
	製菓実習 II	実習	2	1		
	製菓実習 III	実習	2	1		
	製菓実習 IV	実習	4	2		
	製菓実習 V	実習	4	2		
	製菓技術実習	実習	1	1		
	製菓店経営概論	講義	2	2		
	インターナシップ	実習	3	1		
	総合演習 I	演習	2	1		
	総合演習 II	演習	2	2		
	製菓実践演習	演習	2	2		
	調理実習 I	実習	1	2		
	調理実習 II	実習	1	2		
	ホスピタリティ論	講義	2	2		
	カフェ学 I	演習	2	1		
	カフェ学 II	演習	2	2		
	トータルコーディネイト	演習	2	2		
	コース計		0	66		

科目区分	授業科目的名称	授業の方法	単位数		配当年次	備考
			必修	選択		
専門教育科目（介護コース）	人間の尊厳と自立	講義		2	1	
	人間関係とコミュニケーションⅠ	講義		2	2	
	人間関係とコミュニケーションⅡ	講義		2	2	
	社会の理解Ⅰ	講義		1	1	
	社会の理解Ⅱ	講義		2	2	
	社会の理解Ⅲ	講義		1	2	
	介護の基本A	講義		4	1	
	介護の基本B	講義		4	1	
	介護の基本C	講義		4	1	
	コミュニケーションA	演習		1	1	
	コミュニケーションB	演習		1	1	
	生活支援技術A	演習		4	1	
	生活支援技術B	演習		2	1	
	生活支援技術C	演習		2	2	
	生活支援技術D	演習		2	2	
	介護過程Ⅰ	演習		1	1	
	介護過程Ⅱ	演習		1	1	
	介護過程Ⅲ	演習		2	1~2	
	介護過程Ⅳ	演習		1	2	
	介護総合演習Ⅰ	演習		2	1	
	介護総合演習Ⅱ	演習		2	2	
	介護実習Ⅰ	実習		5	1	
	介護実習Ⅱ	実習		5	1~2	
	こころとからだA	講義		2	1	
	こころとからだB	講義		2	1	
	こころとからだC	講義		2	1	
	こころとからだD	講義		2	2	
	発達と老化の理解Ⅰ	講義		2	1	
	発達と老化の理解Ⅱ	講義		2	1	
	認知症の理解A	講義		2	1	
	認知症の理解B	講義		2	1	
	障害の理解Ⅰ	講義		2	1	
	障害の理解Ⅱ	講義		2	1	
	医療的ケアA	講義		2	2	
	医療的ケアB	講義		2	2	
	医療的ケアC	実習		2	2	
コース計			0	79		
専門教育科目（コミュニケーション）	英会話Ⅰ	演習		2	1	
	英会話Ⅱ	演習		1	1	
	英会話Ⅲ	演習		1	2	
	英会話Ⅳ	演習		1	2	
	英会話Ⅴ	演習		1	2	
	英会話Ⅵ	演習		1	2	
	英語検定Ⅰ	講義		2	1	
	英語検定Ⅱ	講義		2	1	
	英語検定Ⅲ	講義		2	2	
	英語ライティング＆グラマーⅠ	講義		2	1	
	英語ライティング＆グラマーⅡ	講義		2	2	
	英語演習Ⅰ	演習		2	2	
	英語演習Ⅱ	演習		2	2	

科目区分	授業科目的名称	授業の方法	単位数		配当年次	備考
			必修	選択		
専門教育科目 (国際コミュニケーション(言語・多文化))	英語特別演習 I	演習		1	1	
	英語特別演習 II	演習		1	1	
	中国語基礎 I	講義		2	1	
	中国語基礎 II	講義		2	1	
	中国語基礎 III	講義		2	1	
	中国語会話 I	演習		1	1	
	中国語会話 II	演習		1	2	
	中国語検定 I	講義		2	1	
	中国語検定 II	講義		2	1	
	中国語検定 III	講義		2	2	
	中国語ライティング & グラマー I	講義		2	1	
	中国語ライティング & グラマー II	講義		2	2	
	中国語特別演習 I	演習		1	1	
	中国語特別演習 II	演習		1	1	
	韓国語基礎 I	講義		2	1	
	韓国語基礎 II	講義		2	1	
	韓国語基礎 III	講義		2	1	
	韓国語会話 I	演習		1	1	
	韓国語会話 II	演習		1	2	
	韓国語検定 I	講義		2	1	
	韓国語検定 II	講義		2	1	
	韓国語検定 III	講義		2	2	
	韓国語ライティング & グラマー I	講義		2	1	
	韓国語ライティング & グラマー II	講義		2	2	
	韓国語特別演習 I	演習		1	1	
	韓国語特別演習 II	演習		1	1	
	基礎日本語 I	講義		2	1	
	基礎日本語 II	講義		2	1	
	日本語会話 I	演習		2	1	
	日本語会話 II	演習		2	1	
	日本語会話 III	演習		2	1	
	日本語会話 IV	演習		2	1	
	日本語会話 V	演習		2	2	
	日本語会話 VI	演習		2	2	
	日本語検定 I	講義		2	1	
	日本語検定 II	講義		2	1	
	日本語検定 III	講義		2	2	
	日本語ライティング & グラマー I	講義		2	1	
	日本語ライティング & グラマー II	講義		2	2	
	日本語演習 I	演習		2	2	
	日本語演習 II	演習		2	2	
	応用日本語	講義		2	2	
	総合日本語	講義		2	2	
	比較文化研究	講義		2	2	
	異文化理解演習	演習		2	1	
	国際・時事研究	講義		2	2	

科目区分	授業科目的名称	授業の方法	単位数		配当年次	備考
			必修	選択		
専門教育科目 (国際コミュニケーションコース)	キャリアガイダンス	講義	2	1		
	ビジネス文書	講義	2	1		
	実践ビジネスマナー	演習	1	1		
	ホテル業論	講義	2	1		
	ホスピタリティビジネス	講義	2	2		
	実践グローバル・リーダーシップ I	実習	2	1		
	実践グローバル・リーダーシップ II	実習	2	1		
	実践グローバル・リーダーシップ III	実習	2	1		
	児童英語教授法	講義	2	2		
	日本語教授法	講義	2	2		
課題解決	Awesome Sasebo! I	演習	1	2		
	Awesome Sasebo! II	演習	1	2		
	Awesome Sasebo! III	演習	1	2		
	Awesome Sasebo! IV	演習	1	2		
ギャップイヤー	学外学修事前指導	講義	2	1		
	海外文化事情(留学) I	実習	2	1		
	海外文化事情(留学) II	実習	2	1		
	海外文化事情(留学) III	実習	6	1		
	インターンシップ I	実習	2	1		
	インターンシップ II	実習	2	1		
	インターンシップ III	実習	2	1		
	インターンシップ IV	実習	2	2		
	実践Awesome Sasebo! (サービスラーニング) I	実習	2	1		
	実践Awesome Sasebo! (サービスラーニング) II	実習	2	1		
	実践Awesome Sasebo! (サービスラーニング) III	実習	2	1		
	実践Awesome Sasebo! (サービスラーニング) IV	実習	2	1		
	学外学修事後指導	講義	2	1		
合 計			8	386		
コース計				158		
専門教育科目合計				366		
合 計						

### 卒業の要件

学生が卒業するためには、短期大学に2年以上在学し、本学が設定した授業科目を履修し、次の各号に定める単位を修得すること。

- 一 基礎教育科目から10単位以上
- 二 所属するコースの専門教育科目から36単位以上
- 三 合計62単位以上を修得すること

## 保 育 学 科

別表第2－1（第22条第3項関係）

科目区分	授業科目的名称	授業の方法	単位数		配当年次	備考
			必修	選択		
基礎教育科目	大学教育入門	講義	1		1	
	データサイエンス基礎	講義	1		1	
	茶道文化Ⅰ	演習	1		1	
	茶道文化Ⅱ	演習	1		1	
	茶道文化Ⅲ	演習	1		2	
	茶道文化Ⅳ	演習	1		2	
	日本国憲法	講義	2		1	
	ジェンダー論	講義		2	1	
	実践国語演習	演習		2	1	
	英語Ⅰ	演習	2		1	
	国際コミュニケーション演習	演習		2	1	
	スポーツ科学	講義	1		1	
	スポーツ実習	実習	1		2	
	コンピュータ演習	演習		2	1	
	保育のICT	演習		2	1	
保育に関する専門科目	保育原理	講義	2		1	
	教育原理	講義	2		2	
	子ども家庭福祉	講義	2		1	
	社会福祉	講義	2		1	
	社会的養護Ⅰ	講義	2		1	
	保育者論	講義		2	2	
	教育方法論	講義		2	2	
	教育経営論	講義		2	2	
	保育の心理学	講義	2		1	
	子ども家庭支援の心理学	講義		2	2	
	子どもの理解と援助	演習	1		2	
	臨床心理学	演習		2	2	
	子どもの保健	講義	2		1	
	子どもの健康と安全	演習	1		2	
	子どもの食と栄養	演習	2		1	
	子ども家庭支援論	講義		2	2	
	カリキュラム論	講義	2		1	
	保育内容総論	演習	2		1	
	保育内容演習Ⅰ（健康）	演習		1	1	
	保育内容演習Ⅰ（表現音楽活動）	演習		1	2	
	保育内容演習Ⅰ（表現造形活動）	演習		1	2	
	保育内容演習Ⅰ（人間関係）	演習		1	2	
	保育内容演習Ⅰ（環境）	演習		1	2	
	保育内容演習Ⅰ（言葉）	演習		1	1	
	乳児保育Ⅰ	講義	2		1	
	乳児保育Ⅱ	演習		1	2	
	特別支援教育概論	演習		2	2	
	社会的養護Ⅱ	演習		1	2	
	子育て支援	演習		1	2	
	保育相談	講義		2	2	

科目区分	授業科目的名称	授業の方法	単位数		配当年次	備考
			必修	選択		
保育に関する専門科目	総合保育技術Ⅰ	演習	1	1		
	総合保育技術Ⅱ	演習	1	1		
	総合保育技術Ⅲ a	演習	1	2		
	総合保育技術Ⅲ b	演習	1	2		
	総合保育技術Ⅲ c	演習	1	2		
	総合保育技術Ⅳ a	演習	1	2		
	総合保育技術Ⅳ b	演習	1	2		
	総合保育技術Ⅳ c	演習	1	2		
	保育内容演習Ⅱ(保育教材研究 a)	演習	1	1		
	保育内容演習Ⅱ(保育教材研究 b)	演習	1	2		
	保育内容演習Ⅱ(マーチング a)	演習	1	1		
	保育内容演習Ⅱ(マーイング b)	演習	1	2		
	保育学特別演習	演習	1	1		
	子どもと表現(ピアノ・楽典 I a)	演習	1	1		
	子どもと表現(ピアノ・楽典 I b)	演習	1	1		
	子どもと表現(ピアノ・楽典 II a)	演習	1	2		
	子どもと表現(ピアノ・楽典 II b)	演習	1	2		
	子どもと表現(歌唱)	演習	1	1		
	子どもと表現(造形 a)	演習	1	1		
	子どもと表現(造形 b)	演習	1	1		
	子どもの表現(リズム)	演習	1	1		
	子どもと健康	演習	1	1		
	子どもと言語	演習	1	1		
	子どもの心	演習	1	1		
	保育実習Ⅰ	実習	4	1		
	保育実習Ⅱ	実習	2	2		
	保育実習Ⅲ	実習	2	2		
	教育実習	実習	4	2		
	実習指導(保育実習指導Ⅰ・教育実習指導)	演習	2	1・2		
	保育実習指導Ⅱ	演習	1	2		
	保育実習指導Ⅲ	演習	1	2		
	保育実践演習(教職実践演習)(幼稚園)	演習	2	2		
	卒業研究Ⅰ	演習	1	2		
	卒業研究Ⅱ	演習	1	2		
合 計			36	80		

### 卒業の要件

学生が卒業するためには、短期大学に2年以上在学し、本学が設定した授業科目を履修し、次の各号に定める単位を修得すること。

- 一 基礎科目については、外国語科目（2単位以上）、保健体育科目（講義及び実技2単位以上）を含めた12単位以上必要。
- 二 保育に関する専門科目については、必修科目（24単位）を含め50単位以上必要。
- 三 基礎教育科目（12単位以上）と保育に関する専門科目（50単位以上）の合計62単位以上の修得を卒業の要件とする。

# 教 職 課 程

別表第2－2 保育学科の教職課程（第22条第3項関係）  
(教育職員免許法施行規則と本学科の対照履修方法)

免許法施行規則に定める科目区分		最 低 単位数	本学科開講科目	単位数	
				必	選
第66条の6	日本国憲法	2	日本国憲法	2	
	体育	2	スポーツ科学	1	
			スポーツ実習	1	
	外国語コミュニケーション	2	英語 I	2	
			国際コミュニケーション演習	2	
	情報機器の操作	2	コンピュータ演習	2	
			保育のICT		2
計		8	計	8	4
領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域の専門的事項	表現	子どもと健康	1	
			子どもの心	1	
			子どもと言語	1	
			子どもと表現（ピアノ・楽典Ia）	1	
			子どもと表現（ピアノ・楽典Ib）	1	
			子どもと表現（ピアノ・楽典IIa）	1	
			子どもと表現（ピアノ・楽典IIb）	1	
			子どもと表現（造形a）	1	
			子どもと表現（造形b）	1	
			子どもと表現（リズム）	1	
	保育内容の指導法	これら的内容を合わせた科目	保育内容総論	2	
			保育内容演習I（健康）	1	
			保育内容演習I（表現音楽活動）	1	
			保育内容演習I（表現造形活動）	1	
			保育内容演習I（人間関係）	1	
			保育内容演習I（環境）	1	
			保育内容演習I（言葉）	1	
			総合保育技術I	1	
			総合保育技術II	1	
			総合保育技術IIIa	1	
			総合保育技術IIIb	1	
			総合保育技術IIIc	1	
			総合保育技術IVa	1	
			総合保育技術IVb	1	
			総合保育技術IVc	1	
			保育内容演習II（保育教材研究a）	1	
			保育内容演習II（保育教材研究b）	1	
			保育内容演習II（マーチングa）	1	
			保育内容演習II（マーチングb）	1	
計		12	計	8	22

4単位以上選択必修

免許法施行規則に定める科目区分		最 低 単位数	本学科開講科目	単位数	
				必	選
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	教育原理 保育原理	2	
	教職の意義及び教員及び教員の役割・職務内容		保育者論	2	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項		教育経営論	2	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		保育の心理学	2	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育概論	2	
	教育課程の意義及び編成の方法		カリキュラム論	2	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術	4	教育方法論	2	
	幼児理解の理論及び方法		子どもの理解と援助	1	
	教育相談の理論及び方法		臨床心理学 保育相談	2	
教育実践	教育実習	5	教育実習 実習指導（保育実習指導Ⅰ、教育実習指導）	4 2	
	教職実践演習	2	保育実践演習（教職実践演習）（幼稚園）	2	
計		17	計	27	2
大学が独自に設定する科目		2	最低修得単位数を超えて履修した「領域及び保育内容の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて2単位以上を修得	0	
計		2	計	0	

## 専攻科（保育専攻）

別表第3－1（第57条関係）

科目区分	授業の名称	授業の方法	単位数		配当年次	備考
			必修	選択		
教育職員免許法施行規則 第66条の6に定める科目	幼児英語指導法	講義		2	2	
	実践コンピュータ	演習	2		1	
領域及び保育内容の指導法に関する科目	子どもと健康特論Ⅰ	演習	1		2	
	子どもと健康特論Ⅱ	演習		1	2	
	子どもと人間関係特論	講義		2	2	
	子どもと環境特論	講義		2	2	
	子どもと言葉特論	講義		2	1	
	子どもと表現特論（音楽Ⅰ）	演習	1		1	
	子どもと表現特論（音楽Ⅱ）	演習		1	1	
	子どもと表現特論（造形Ⅰ）	演習	1		1	
	子どもと表現特論（造形Ⅱ）	演習		1	1	
	保育内容（表現音楽）研究Ⅰ	演習	2		2	
教育の基礎理論に関する科目	保育内容（表現音楽）研究Ⅱ	演習		2	2	
	保育内容（表現造形）研究Ⅰ	演習	2		2	
	保育内容（表現造形）研究Ⅱ	演習		2	2	
	保育内容（人間関係）研究	演習	2		1	
	保育内容（環境）研究	演習		2	1	
	保育内容（言葉）研究	演習		2	1	
	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	保育原理特論	講義	2		1
教職の意義及び教員及び教員の役割・職務内容	保育職特論	講義	2		2	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	保育経営論	講義	2		1
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	心身の発達と学習過程	講義	2		1
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育特論	講義		2	2
	教育課程の意義及び編成の方法	カリキュラム特論	講義		2	2
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	幼児理解の理論及び方法	臨床心理学特論	講義		2	1
	教育相談の理論及び方法	保育児童（子育て）相談	講義	2		2

科目区分	授業の名称	授業の方法	単位数	配当年次	備考
その他の科目	子どもと道徳	講義	2	1	
	ホスピタリティ論	講義	2	2	
	障害福祉論	講義	2	2	
	子ども家庭援助技術特論	講義	2	2	
	子ども家庭福祉特論	講義	2	1	
	世代間交流論	講義	2	2	
	保育者看護論	講義	2	2	
	児童文化研究	講義	2	1	
	保育実践特別研究Ⅰ	演習	2	1	
	保育実践特別研究Ⅱ	演習	2	1	
	保育実践特別研究Ⅲ	演習	2	2	
	保育実践特別研究Ⅳ	演習	2	2	
	修了研究Ⅰ	演習	2	1	
	修了研究Ⅱ	演習	2	1	
	修了研究Ⅲ	演習	4	2	
文書講読プレゼンススキル演習		演習	2	1	
生涯スポーツ		演習	1	2	
芸術論		講義	2	2	
合 計			35	48	83

#### 修了の要件

必修科目35単位は必ず履修し、62単位以上の修得を修了の要件とする。

## 教 職 課 程

別表第3－2 専攻科（保育専攻）の教職課程  
(教育職員免許法施行規則と本専攻の対照履修方法)

免許法施行規則に定める科目区分		最 低 単位数	本学科開講科目	単位数
第 66 条 の 6	日本国憲法	0(2)		—
	体育	0(2)		—
	外国語コミュニケーション	0(2)	幼児英語指導法	2
	情報機器の操作	0(2)	実践コンピュータ	2
	計	0(8)	計	4
領域 及び 保育 内 容 の 指 導 法 に 関 す る 科 目	健康	4 (16)	子どもと健康特論 I	1
			子どもと健康特論 II	1
	人間関係		子どもと人間関係特論	2
	環境		子どもと環境特論	2
	言葉		子どもと言葉特論	2
	表現		子どもと表現特論（音楽 I）	1
			子どもと表現特論（音楽 II）	1
			子どもと表現特論（造形 I）	1
			子どもと表現特論（造形 II）	1
	複数の事項を合わせた科目		保育内容（表現音楽）研究 I	2
	保育内容指導法		保育内容（表現音楽）研究 II	2
			保育内容（表現造形）研究 I	2
			保育内容（表現造形）研究 II	2
			保育内容（人間関係）研究	2
			保育内容（環境）研究	2
			保育内容（言葉）研究	2
	計	4	計	26
教育 の 基 礎 的 理 解 に 関 す る 科 目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	4 (10)	保育原理特論	2
	教職の意義及び教員及び教員の役割・職務内容		保育職特論	2
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項		保育経営論	2
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		心身の発達と学習過程	2
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育特論	2
	教育課程の意義及び編成の方法		カリキュラム特論	2
道 徳 的 な 学 習 の 指 導 方 法 及 び 生 徒 指 導 、 教 育 相 談 等 に 関 す る 科 目	教育の方法及び技術	0 (4)		
	幼児理解の理論及び方法		臨床心理学特論	2
	教育相談の理論及び方法		保育児童（子育て）相談	2
教 育 実 践	教育実習	0 (5)		
	教職実践演習	0 (2)		
	計	4 (17)	計	18

免許法施行規則に定める科目区分	最 低 単位数	本学科開講科目	単位数
大学が独自に設定する科目	12 (14)	最低修得単位数を超えて履修した「領域及び保育内容の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて2単位以上を修得	0
計	12 (14)	計	0

注) 括弧内の数値は二種を含めた単位数を示す。